

第5章 その他の事項

1. 情報処理センターの利用

管理者は、法に基づき環境大臣・経済産業大臣の指定を受けた情報処理センターを利用することにより、充填証明書、回収証明書の受理を電子的に行うことが可能である。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が平成 27 年1月 27 日に情報処理センターの指定を受け、Web サーバ上に冷媒管理システム(<https://www.jreco.jp>)を公表しており、当該システムを利用することにより、情報処理センター機能にアクセスすることができる。同法人でのセンターの利用方法の概要は表 34 のとおりである。(詳細は、第6章 p.90 を参照)

表 34 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターを介した充填情報・回収情報を登録・通知は、以下のような流れになる。なお、登録された情報は、同法人の情報処理センターにおいて安全に記録・保存される。		
	第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品の管理者
ステップ1	・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)	・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)
ステップ2	・充填量・回収量等を登録する。(有料: 100 円+税/台)	
ステップ3		・充填量・回収量等が通知される。 ・記録・保存、算定漏えい量計算に活用できる CSV データがダウンロード可能。(無料)
【使用環境】 インターネットに接続されたブラウザを持つパソコン、タブレットなど。(特別なソフトウェアは不要。)		

2. みだり放出の禁止

法第 86 条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

【解説】

法第 86 条では、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)及び第二種特定製品(自動車リサイクル法に規定するカーエアコン)に冷媒として充填されているフロン類について、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止している。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。

3. 充填されているフロン類と異なる種類の冷媒を充填する際の承諾

施行規則第 14 条 法第 37 条第 3 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 充填しようとするフロン類の種類が法第 87 条第 3 号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第 94 条第 2 号において同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

【解説】

フロン排出抑制法における充填に関する基準では、第一種フロン類充填回収業者が、現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ることが必要とされている。

また、第一種フロン類充填回収業者は、充填しようとするフロン類の種類が、次のいずれかに該当することを確認することが必要とされている。

- ① 法に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していること。
- ② 充填しようとするフロン類の地球温暖化係数が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないとして当該第一種特定製品の製造業者等が認めているものであること。

4. 特定解体工事元請業者の確認及び説明等

法第 42 条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。以下この項及び第 92 条第 1 項において「解体工事」という。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第 100 条第 1 項第 1 号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。
- 3 特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

特定解体工事書面記載事項省令第 2 条 法第 42 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 書面の交付年月日
- 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 解体工事の名称及び場所
- 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

特定解体工事書面記載事項省令第 3 条 法第 42 条第 1 項及び第 3 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

【概要】

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充填されたままの第一種特定製品が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると当該製品中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、解体工事の前にフロン類の回収が必要となる。当該製品を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させた場合、罰則適用の対象となる。また、当該製品の管理者は、廃棄等にあたりフロン類の引渡義務を遵守していないことから、罰則適用の対象となる。

なお、建設リサイクル法についての詳細は第5章8. (3)p.81 を参照されたい。

【解説】

① 特定解体工事元請業者による説明等

特定解体工事元請業者は、解体しようとする建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認するとともに、当該工事発注者に対して、その結果について、以下の事項が記載された書面を交付して、説明しなければならない。(様式は自由だが、参考様式は p.121 参照。)

また、工事発注者及び特定解体工事元請業者は、それぞれその書面及びその写しを3年間保存する必要がある。

表 35 特定解体工事元請業者が説明に用いる書面の記載事項

(特定解体工事書面記載事項省令第2条)

- 一 書面の交付年月日
- 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 解体工事の名称及び場所
- 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

② 特定解体工事元発注者による協力

第一種特定製品の管理者が発注者に該当する場合は、特定解体工事元請業者が実施する上記確認に対し、協力をしなければならない。協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供のほか、当該建物に存する第一種特定製品に関する点検記録簿を提示すること等である。

5. 費用負担

法第 69 条

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

法第 74 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から第 39 条第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第 41 条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。
- 3 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第1項の規定による第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。
- 4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。
- 5 第一種特定製品整備者は、第39条第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。
- 6 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者は、前2項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

法第75条 第一種フロン類再生業者は、第58条第1項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

- 2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から、第46条第1項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充填回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に関する事項

施行規則第85条 法第74条第2項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

【概要】

フロン類の回収等に要する費用は、第一種特定製品の整備発注者や廃棄等実施者が最終的には負担することとし、料金の請求等について規定を置いている。

【解説】

第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより、委託・依頼したフロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用を負担しなければならない。

ただし、第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、料金について説明を求められたときは、フロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用の明細について説明する義務がある。

また、第一種特定製品整備者が上記の料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

6. 特定製品への表示

法第87条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあつては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては当該

第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を取引業者に引き渡す場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

- 三 当該フロン類の種類及び数量
- 四 その他主務省令で定める事項

第一種特定製品に充填されているフロン類の表示

施行規則第94条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、次のとおりとする。

- 一 冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。
- 二 当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数

【概要】

特定製品の管理者、廃棄等実施者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発し、また、管理する上で必要な情報を明らかにするとともに、点検実施者、整備者、第一種フロン類充填回収業者に対して、フロン類の種類や充填量を情報として与え、より適切な点検、整備、充填及び回収が行えるように、特定製品の製造業者等に対して、必要な情報を表示することを義務付けている。

【解説】

① 表示を行う者

- ①国内で製造する特定製品については、当該機器の製造業者が表示を行う。
- ②輸入される特定製品については、輸入業者が表示を行う。なお、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充填を行う場合は、充填を行う者が、充填量又は追加充填量の表示を行うことが望ましい。

② 表示事項

以下の事項について、表示がなされる。

(※下線部分は令和元年法改正に伴い新たに表示されることとなった事項であり、令和2年10月1日に施行となる。したがって、製造業者等の自主的取組による表示がなされていない限り、同年9月30日以前に販売されたものには表示されていない。)

<全ての特定製品>

- ①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと
 - ・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。
- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること
 - ・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。
- ③当該フロン類の種類及び数量
 - ・フロン類の種類については、充填されているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号(例:R22)を併せて記載しなければならない。

<第一種特定製品>

- ④冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。

・「冷媒未回収の機器を廃棄物・リサイクル業者が引取することは禁止されています」等の記載でも構わない。

⑤GWP 値

・当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の GWP 値(第6章 p.87を参照)を記載する。

③ 表示方法

- 表示は、第一種特定製品の管理者、廃棄等実施者、点検実施者、整備者及び第一種フロン類充填回収業者のいずれもが視認できることが必要となる。
- 特定製品自体には、適正に視認できる箇所が無く、当該製品に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。
- 表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。
- 既に表示がなされている特定製品の改造を行い、その結果、表示内容(フロン類の種類、充填数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。
- 充填されているフロン類以外の冷媒が充填された場合は、第一種特定製品の管理者は、その内容について表示することが重要である。(表示されない場合、その旨を第一種特定製品の整備の都度、第一種フロン類充填回収業者に説明する必要がある。)

④ 表示のイメージ

上記を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示例が考えられる。

例1

フロン排出抑制法 第一種特定製品			
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。			
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。			
③廃棄する場合にフロン類の回収を行わない機器の引取り等は禁止されています。			
④冷媒の種類及び数量			
種 類	冷媒番号	GWP 値	数量(kg)
HCFC	R-〇〇		

※ 特定製品の製造業者が表示する場合の例である。

例2

フロン排出抑制法 第一種特定製品
この製品には冷媒として、R-〇〇(GWP 値:●●●)が使われています。
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。
③廃棄する場合にフロン類の回収を行わない機器の引取り等は禁止されています。
④フロン類の種類及び数量は、製品銘板(又は設置サービス要領図)に記載されています。

※特定製品の製造業者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の例である。なお、R-〇〇には、冷媒番号が入る。また、●●●には当該冷媒の GWP 値が入る。

例3

フロン排出抑制法 第一種特定製品				
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。				
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。				
③廃棄する場合にフロン類の回収を行わない機器の引取り等は禁止されています。				
④冷媒の種類及び数量				
種類	冷媒番号	GWP 値	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R-〇〇			
HCFC	R-〇〇			

※設置場所で冷媒の充填を行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図に設置時の数量の記入場所がないときの表示の例である。(設置時に充填した事業者は、フロン類の種類及び数量を記入し、また、フロン類の充填を行った事業者名の表示をすることが推奨されている。)

7. 指定製品

法第2条

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品(我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。)その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

法第5条 指定製品の管理者は、第3条第1項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

【概要】

指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に基づき、使用フロン類の環境影響度の低減に取り組むこととされている。

また、指定製品の管理者についても、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならないとされている。指定製品には、その充填されているフロン類による環境影響についての表示がなされるため、管理者は当該表示を参考に商品選択をすることが望ましい。

【解説】

① フロン類使用製品

フロン類使用製品とは、フロン類を使用した製品をいい、既述の第一種特定製品、第二種特定製品もこの一部に当たる。その他に、断熱材、エアスプレー等の冷媒ではない用途でフロン類を使用した製品がある。

② 指定製品

指定製品とは、

① 特定製品

② その他の製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

である。指定製品の対象並びに各々の環境影響度の目標値及び目標年度は、政令等に基づき、次のとおり定められている。また、指定製品として指定されているものについては、法に基づき、目標値及び目標年度等の表示がなされることとされている。

なお、表 36 の指定製品のうち、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機、非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液及び硬質ウレタンフォームを用いた断熱材については、令和 2 年 4 月 1 日より指定製品に追加された。

表 36 指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる対象製品(令和2年4月1日時点)

指定製品の区分	現在使用されている 主なフロン類等及びGWP	環境影響度 の目標値	目標 年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型等を除く)	R410A(2090) R32(675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー			
① 床置型等除く、法定冷凍能力3トン未満のもの	R410A(2090)	750	2020
② 床置型等除く、法定冷凍能力3トン以上のものであって、③を除くもの	R410A(2090)	750	2023
③ 中央方式エアコンディショナーのうちターボ冷凍機を用いるもの	R134a(1430) R245fa(1030)	100	2025
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員 11 人以上のものを除く)に搭載されるものに限る)	R134a(1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く)	R404A(3920) R410A(2090) R407C(1770) CO2(1)	1500	2025
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器	HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(795)	100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機	HFC-365mfc(795)	100	2024
中央方式冷凍冷蔵機器 (有効容積が 5 万 m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A(3920) アンモニア(一桁)	100	2019
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa(1030) R365mfc(795)	100	2020
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa(1030) R365mfc(795)	100	2024
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材	R245fa(1030) R365mfc(795)	100	2024
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	R134a(1430) R152a(124) CO2(1)、DME(1)	10	2019

※DME:ジメチルエーテル

図 22 使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる指定製品の表示の例

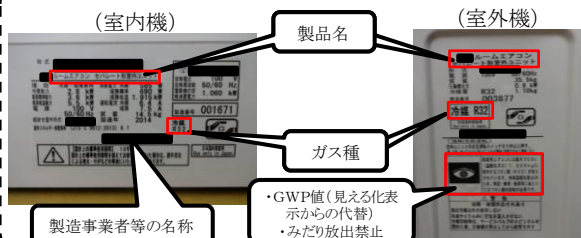
表示事項

- (1) 当該指定製品の目標値・目標年度
- (2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
- (3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称


表示イメージ(家庭用エアコンディショナー)

本体表示

(室内機) (室外機)



カタログ表示



フロン法
 目標値(GWP値):750以下
 目標年度:2018
目標値・目標年度を追記

R32使用(GWP675)

※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

③ 指定製品の管理者の責務

指定製品の管理者は、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努力することとされている。製品を買換え又は新たに購入する際には、指定製品に表示されているフロン類による環境影響等についての表示を参考に、ノンフロン製品が上市されている場合はノンフロン製品、その他の場合は上市されているもののうち最も環境影響度の低いフロン類使用製品について、安全性、経済性、性能等も勘案しつつ、当該製品を購入することを検討し、可能な限りノンフロン製品又は低GWP製品を選択することが望ましい。

8. 他法令との関係

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

乗用車のカーエアコン、冷凍車・冷蔵車の乗員用のカーエアコン、バスのエアコン等の空調機器(第二種特定製品)に使用されているフロン類については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットについては、フロン排出抑制法が適用される業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)であり、機器の点検等の適正管理及び第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員用のカーエアコンについても、フロン排出抑制法が適用される第一種特定製品であり、機器の点検等の適正管理及び第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭用のエアコン・冷蔵庫に使用されているフロン類については、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の適用を受け、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍空調機器に使用されているフロン類については、フロン排出抑制法の対象となる。

上記の差異は、当該製品が家庭用又は業務用のどちらの型式で製造・販売されているかによるものであり、実際の使用場所や用途を問わない。オフィスや店舗等で家庭用のエアコン・冷蔵庫が使用される場合もあり、また、業務用の冷凍空調機器が一般家庭等で利用されることもあるので、それぞれ適用される法令について確認する必要がある。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)では、同法第10条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合には、フロン排出抑制法上の第一種特定製品が設置されていることも想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また、同法第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業等を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。フロン排出抑制法においても同法第42条第1項に、「第一種特定製品の設置の有無の確認」という、建設リサイクル法第12条第1項と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的である。

なお、建設リサイクル法第12条第1項の規定により交付される書面の保存義務はないが、フロン排出抑制法第42条第1項の規定により交付された書面については、発注者及び元請業者に3年間の保存義務がある。また、建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、一定の規模以上(建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条に基づき建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上

とされている。)のものが対象とされているが、フロン排出抑制法においては規模の如何にかかわらず、同法の規定が適用されるので留意する必要がある。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

第一種特定製品の廃棄等の際には、フロン排出抑制法に基づき、充填されているフロン類や第一種特定製品を引き渡す必要があるほか、機器そのものの廃棄については、廃棄物処理法の適用を受ける。

廃棄物処理法においては、産業廃棄物についてマニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の規定があり、適用されている。産業廃棄物管理票の保存期間は5年間であり、フロン排出抑制法に基づく書面の保存期間である3年間とは異なるので留意する必要がある。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化対策推進法においては、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が設けられており、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

温室効果ガスには HFC も含まれ、①HCFCの製造時、②HFC の製造時、③冷凍空調機器の製造時、④業務用冷凍空調機器の設置時・整備時、⑤冷凍空調機器の回収時、⑥発泡剤としての HFC の使用時、⑦噴霧器・消化剤の製造時、⑧噴霧器の使用時、⑨ドライエッチング等での HFC の使用時、⑩溶剤用途等での HFC の使用時におけるHFCの排出量が対象となる。しかし、フロン排出抑制法の算定漏えい量の報告・公表制度が対象とする業務用冷凍空調機器の使用時の排出量については算定対象外となっている。

(6) 高圧ガス保安法

フロン類を充填した容器、回収機、冷凍機等は、高圧ガス保安法の適用を受ける。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動(運搬)、貯蔵等の技術基準も定められている。

フロン類の回収機の一部(小型のもの)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月 24 日通商産業省告示第 139 号)により、適用除外とされているものがある。しかし、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動(運搬)、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

冷凍保安規則では、規模により高圧ガス製造の許可、届出が必要であり、また、フロン類の販売も高圧ガスの販売届出が必要である。

9. 罰 則

管理者、整備者及び廃棄等実施者を対象とした罰則は、以下のとおりである。

(1) みだり放出違反(法第 103 条第 13 号)

特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。

(2) 命令違反、引渡義務違反(法第 104 条第1号・第2号)

都道府県知事又は主務大臣からの指導・助言、勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50 万円以下の罰金が科される。

なお、勧告・命令対象となる義務については表 37 のとおりである。

また、廃棄等実施者がフロン類の引渡義務に違反した場合についても、50 万円以下の罰金が科される。

表 37 勧告・命令対象義務

対象者	勧告・命令対象となる義務	監督行政庁
第一種特定製品の管理者(圧縮機の定格出力が 7.5kW 以上の機器を一台以上使用等する者)	判断基準の遵守(法第 16 条第1項)	都道府県知事
第一種特定製品整備者	充填委託(法第 37 条第1項)	都道府県知事
	充填委託時の管理者名称等の通知(法第 37 条第2項)	都道府県知事
	回収委託(法第 39 条第1項)	都道府県知事
	回収委託時の管理者名称等の通知(法第 39 条第2項)	都道府県知事
	回収フロン引渡(整備時)(法第 39 条第4項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第 59 条第3項)	環境大臣・経済産業大臣
	破壊証明書の回付・写しの保存(法第 70 条第2項)	環境大臣・経済産業大臣
第一種特定製品廃棄等実施者	フロン類引渡(法第 41 条)	都道府県知事
	行程管理票制度に基づく書面の交付・保存(法第 43 条第1項～第4項、法第 45 条第3項、法第 45 条の2第1項)	都道府県知事
	引取証明書の交付がなされない場合等の報告(法第 45 条第4項)	都道府県知事

(3) 行程管理制度違反(法第 105 条第2号～第 5 号)

行程管理制度にて求められている書面(回収依頼書、委託確認書、引取証明書等)の不交付や虚偽記載、保存義務違反をすると、30 万円以下の罰金が科される。

(4) 虚偽報告、検査拒否(法第 107 条第2号・第3号)

都道府県知事又は主務大臣から報告徴収があった場合に、報告をしなかったり、虚偽報告をしたりすると、20 万円以下の罰金が科される。

また、都道府県又は国の職員の立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者についても、20 万円以下の罰金が科される。

(5) 算定漏えい量の虚偽報告(法第 109 条第1号)

算定漏えい量報告の対象事業者であるにも関わらず、報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者については、10 万円以下の過料に処せられる。

なお、法人の代表者や法人等の従業員が、その法人等の業務に関し、(1)～(4)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等に対しても、それぞれの罰金刑を科する。(第 108 条 いわゆる両罰規定)